

## 昭和五六年版常用漢字表と平成二二年版常用漢字表との対比

### 一 性格と運用

#### 昭和五六年版常用漢字表

- 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 固有名詞を対象とするものではない。

#### 平成二二年版常用漢字表

- 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。

〔答申に「改定常用漢字表の中に、専ら固有名詞（主に人名・地名）を表記するのに用いられる漢字を取り込むことは、一般用の漢字と固有名詞に用いられる漢字との性格の違いから難しい。したがって、これまでどおり漢字表の適用範囲からは除外する。ただし、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字は例外として扱う」とある。〕

一字下げで示した音訓のうち、備考欄に都道府県名を注記したものは、原則として、当該の都道府県名にのみ用いる音訓であることを示す。都道府県名に用いられる漢字の読み方が、当該の音訓欄にない場合、その都道府県の読み方を備考欄に注記してある（全ての都道府県名を掲げるものではない）。

字種一九四五字を掲げる。

〔答申に「使用度や機能度（特に造語力）の高

- 平成二二年一月三〇日の内閣告示により「常用漢字表」が改定され、昭和五六年一〇月一日に告示された「常用漢字表」は廃止された。
- ここに掲げたのは、改定にともない変更された箇所を三省堂編修所でまとめたものである。なお「」中の答申とは、昭和五六年版においては昭和五六年三月二三日付国語審議会から文部大臣への答申、平成二二年六月七日付文化審議会国語分科会から文部科学大臣への答申を示す。また、本書に参照すべき箇所がある場合はそのページを示した。

（三省堂編修所注）

〔答申では「出現頻度が高く、造語力も高い」「出現頻度が高い字を基本とするが、